

平成24年

上砂川町議会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

平成24年上砂川町議会（第2回定例会）会議録目次

第1号（6月13日）

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	6
諸般の報告	6
総務文教常任副委員長 数馬 尚の報告	6
厚生建設常任委員長 高橋成和の報告	6
高橋成和の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	7
高橋成和の第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	7
副町長の（株）上砂川振興公社平成23年度決算並びに平成24年度事業計画報告	7
例月出納検査結果報告（3・4・5月分）	9
町長行政報告	9
教育長教育行政報告	11
報告第1号 専決処分報告について「平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」 （承認）	13
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（決定）	14
議案第28号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ いて	15
議案第29号 空知教育センター組合理約の変更について	16
議案第30号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）	17
休会について	21
散会の宣告	21

第2号（6月15日）

議事日程	23
会議録署名議員	23
開議の宣告	23
会議録署名議員指名について	23
一般質問	23
齋 藤 勝 男	23
総務課長 米 田 淳 一	24
水 谷 寿 彦	26
企画振興課長 飯 山 重 信	27

教育次長 是 洞 春 輝	2 9
議案第 2 8 号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ いて（原案可決）	3 0
議案第 2 9 号 空知教育センター組合理約の変更について（原案可決）	3 0
議案第 3 0 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	3 1
調査第 2 号 所管事務調査について（許可）	3 1
派遣第 1 号 議員派遣承認について（承認）	3 1
追加日程について	3 1
意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（原案可決）	3 2
意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」 の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 3 年度国家予算編 成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（原案可決）	3 4
意見書案第 5 号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（原案 可決）	3 5
閉会の宣告	3 5
出席議員	3 6
説明のため出席した者	3 7
事務局職員出席者	3 7

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 4 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 3 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 1 7 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
6 月 1 3 日～6 月 1 5 日
3 日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 閉会中における常任委員会所管
事務調査結果報告
総務文教常任委員会（数馬副
委員長）
厚生建設常任委員会（高橋委
員長）
3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議
会臨時会結果報告（高橋議員）
4) 第 2 回砂川地区広域消防組合議
会臨時会結果報告（高橋議員）
5) (株) 上砂川振興公社平成 2 3
年度決算並びに平成 2 4 年度事
業計画報告（副町長）
6) 例月出納検査結果報告（3・4
・5 月分）
第 4 町長行政報告
第 5 教育長教育行政報告
第 6 報告第 1 号 専決処分報告につ
いて「平成 2 3 年度上砂川町一般会計
補正予算（第 9 号）」
第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者
の推薦につき意見を求めることにつ
いて
※ 諮問第 1 号は即決とする。

- 第 8 議案第 2 8 号 上砂川町印鑑の登録
及び証明に関する条例等の一部を改
正する条例の制定について
第 9 議案第 2 9 号 空知教育センター組
合規約の変更について
第 1 0 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 2 8 号～第 3 0 号は、提
案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

2 番 水 谷 寿 彦
3 番 齋 藤 勝 男

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただ
いまの出席議員は、川上議員と柳川議員から欠席
の届け出がありますので、7 名であります。

理事者側につきましては全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 24 年第 2 回
上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開
会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きま
す。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員

指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、水谷議員、3番、斎藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月15日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付していただいておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について各常任委員長から報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会、数馬副委員長。

○総務文教常任副委員長（数馬 尚） 総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

調査した結果を次のとおり報告いたします。

調査期間は、平成24年4月27日、1日間であります。

調査項目は、消防広域化に伴う新指令システムの状況について。

調査委員は総務文教常任委員会委員全員であります。

説明員は川下消防支署長、泉田救急係長であり

ます。

調査内容は、消防本部の砂川地区広域消防組合加入により、119番の指令システムが更新されたことから、現況を調査いたしました。

調査結果について、新指令システムにおいては、本町から119番をした場合、砂川地区広域消防組合本部で受信されますが、その通話のやりとりは即時に上砂川支署内のスピーカーからも流れる仕組みとなっており、支署においては、その通話の内容からいち早く現場へ向かうことができるものであり、広域加入後においても迅速に町内119番への対応ができることを確認いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 次、厚生建設常任委員会、高橋委員長。

○厚生建設常任委員長（高橋成和） 厚生建設常任委員会所管事務調査について。

標記の件について、調査した結果を下記のとおりご報告いたします。

調査期間でございますが、平成24年4月27日金曜日。

調査項目、子育て交流室の利用状況と中央団地の入居状況について。

調査委員でございますが、厚生建設常任委員会委員全員でございます。

説明員につきましては、福祉課の斉藤主幹と建設水道課の三原係長でございます。

調査内容につきましては、子育て交流室の利用状況及び中央団地の入居状況についての調査を行っております。

調査結果でございますが、子育て交流室については昨年の6月9日のオープン以来、おひさまルームも含め300人以上利用しているとの説明を受けました。部屋自体も保育園とつながっていることもあり、定期的な利用については十分なスペースかと思われました。また、DVなどの一時保護の設備も備わっていますので、宿泊することも可能であることも確認できました。中央団地についま

しては3世代が交流できるつくりとなっており、住宅については障害者の入居まで考慮したゆとりのあるスペースとなっておりました。また、プレイルームの視察を行いました。また、まだ完成して間もないこともあり、利用者数は少ないですが、今後たくさんの方の利用が期待できることを確認いたしました。この部屋は電気料と暖房費が入居者負担ということですので、今後見直していくことで利用もふえるのではないかなど、そんなふう感じております。両施設とも子育て交流を含め利用者の意見を聞きながら充実した施設となることを期待し調査を終えました。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告と第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告について報告を求めます。高橋議員。

○5番（高橋成和） 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成24年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成24年3月26日月曜日午前10時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件につきましては、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果でございますが、全会一致で監査委員に引き続き奥山昭氏が選任されました。

続きまして、砂川地区広域消防組合議会について。

標記の件につき、平成24年第2回砂川地区広域消防組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成24年5月25日金曜日午後1時30分からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室

でございます。

議件につきましては、議案第1号 平成24年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 財産の取得について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、株式会社上砂川振興公社の平成23年度営業報告、決算報告並びに平成24年度事業計画報告について。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして株式会社上砂川振興公社の営業状況等につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付しております振興公社の平成23年度営業報告書、決算報告書並びに平成24年度事業計画書をごらん願います。

1ページ、1番の決算の概要でございます。株式会社振興公社は、平成19年度に上砂川町より施設並びに周辺の土地を購入して上砂川岳温泉パンケの湯の独自運営に入り6年目を迎えております。健康の里づくりプロジェクト事業を中心に、無料送迎バスの運行のほか、各種健康づくりイベントの開催、法要後宴会誘致や集客プランの企画などの営業展開により、独立採算の基本理念のもとに温泉経営に努めてまいりました。長引く経済不況や東日本大震災の影響から日帰り入館客数が減少傾向にあり、かつパンケの日や火曜割引デーに集中し、客単価の減少にも至っております。

詳細な内容についてご説明申し上げます。1ページ下段から2ページの上段に記載の収入区分別売上高平成22年度比較のとおり、利用収益では対前年度2.0%、221万8,000円増の1億1,412万9,000円となり、これにこのたび消費税も不課税扱いとなり、実質的に昨年度と同額ながら収入増となりました入浴料助成1,400万円、入湯税分540万円、国民休養地分460万円の町助成金合計2,400万円とふるさと雇用再生特別事業分488万6,000円、雑収入36万円を加えた1億4,337万5,000円が平成23年

度の事業収益総額となりました。

次に、2ページ上段の事業実施に係る経費の主な内訳をごらん願います。支出にありましては、人件費が対前年度比1.0%、47万2,000円減の4,685万9,000円となり、人件費を除く管理経費のうち燃料費につきましては単価の高騰等により対前年度比17.8%、230万1,000円の増の1,522万5,000円、光熱水費につきましては浴場用水道料金の一部適用などにより6.7%、106万7,000円減の1,476万3,000円、修繕費では建築後14年経過による補修増もございまして対前年比18.2%、69万4,000円増の451万6,000円を要したところでございます。支出総額は1億4,149万3,000円となり、差し引き188万2,000円の経常利益から法人税31万5,000円を差し引きました156万7,000円が当期純利益となり、当年度末の繰り越し利益剰余金、マイナスではございますが、7,261万2,000円になったところでございます。

中段の(2)に入り込み客数の状況を記載してございますので、ご参照願います。日帰り入館客数は対前年度比0.5%、549人減の10万1,245人、宿泊客数は対前年度比2.7%、159人減の5,815人で、全体では対前年度比0.7%減の10万7,060人となったところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、下段の(1)、健康の里プロジェクト事業から4ページの(4)、宿泊客対策までまとめてございますが、4ページの中ほどに記載の法要宴会にありましては、昨年度は52件で565万2,000円の売り上げとなっており、宴会売り上げの増に効果をもたらしております。そのほかの事業につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

また、4ページ下段から庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要を記載しておりますが、公社の発行済み株式は③の資本金以下に記載のとおり資本金は9,299株、4億6,495万円で株式の100%を町が所有しているものでございます。

6ページには、施設の利用状況を記載した資料

を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、7ページ、貸借対照表でございます。振興公社の年度末における資産と負債の額は、それぞれ4億893万3,973円となるもので、流動資産等各項目の詳細につきましては8ページに貸借対照表明細書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

9ページ、損益計算書でございます。公社全体の損益につきましては、先ほど全体の収支について述べさせていただきましたが、損益計算書のとおり税引き前当期純利益金額は188万2,477円となり、これから法人町民税、道民税31万5,000円を差し引いた156万7,477円が当期純利益金額となりまして、11ページの株主資本等変動計算書に記載のとおり、この純利益金を前年度までの繰越金7,417万9,681円の累積赤字に充当いたしまして、当期末現在の繰越損益が7,261万2,204円の累積赤字となるものでございます。

10ページに戻りますが、販売費及び一般管理費につきましては9ページ、損益計算書中段の販売費及び一般管理費1億1,735万154円の詳細でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成24年度の事業計画についてご説明いたします。13ページをごらん願います。初めに、1番の基本方針であります。平成24年度は経済不況や燃料費の高騰に加え、今なお続く東日本大震災の影響により、また近隣施設の入浴料引き下げ等々を考慮しつつ、前年度並みの収入確保を前提といたしまして年間入館者数目標を前年度同様10万7,000人とし、利用収益を前年度決算比0.7%、80万1,000円増の1億1,493万円を目標に掲げ営業努力をいたします。支出にありましては記載のとおり、人件費を初め各種経費の節減に努めるほか、振興公社体制図に記載のとおり従前の販売部門、フロント部門、施設管理・清掃部門、客室部門、厨房・レストラン・宴会部門の5部門

を販売部門とフロント部門を統合し1部門に、客室部門、厨房・レストラン・宴会部門も統合し1部門とする3部門体制で効果的な運営を図る一方、サービス向上や各種誘客プランの創意工夫に努め、顧客の確保に努めてまいります。

次に、部門別事業計画であります(1)の日帰り部門にありましては毎週火曜日の入館割引デーの年間継続の設定や優待つき回数券の販売を実施するほか、無料送迎バスの運行や祝日、祭日に合わせたイベント開催、館内露店の展開、インターネットによる宣伝活動の実施による集客向上を図ってまいります。

宿泊部門にありましては、訪問販売等を行う営業サラリーマンや工事関係者の宿泊者確保のほか、インターネットから直接予約できるじゃらんnet宿泊サービス、毎月22日を夫婦の日と設定したプラン等の継続や旧ロジ及び町内スポーツ施設を利用した合宿誘致、さらには町職員の協力を得ながら官公庁、各種団体へのPR活動を実施し、誘客に努めてまいります。

(3)のレストラン、宴会部門にありましては、季節感のあるメニューの創造、またイベントに合わせた料理や月間ごとの新メニュー等の販売を継続し実施するとともに、宴会誘致策といたしまして町内外事業所、各種団体等の訪問のほか、法要会食のPR等に努めてまいります。また、運動会デリバリーの実施はもとより、自宅での宴会デリバリーの実施を継続して行うほか、仕入れ価格の見直しを行いつつ経費の軽減を図ってまいります。

売店部門につきましては、各商品の販売状況を把握し、顧客ニーズに沿った商品選択を行うとともに、特設ワゴンでの廉価販売などを継続し、売り上げ向上に努めてまいります。

次に、3の事業予算であります。収入を1億3,921万6,000円、支出を1億3,881万7,000円とし、差し引き39万9,000円とする予算であります。詳細につきましては16ページ、収支計画明細書に

よりご説明をさせていただきます。収入にありましては、利用収益として入館料2,890万円、町民無料券548万円、宿泊料2,190万円、以下手数料まで合計で1億1,493万円を見込み、営業外収益であります入館料助成分等の町補助金等2,428万6,000円を含め、1億3,921万6,000円としたところであります。

次に、支出経費であります。人件費と福利厚生費4,924万6,000円のほか、主なものといたしまして燃料費1,742万6,000円、光熱水費1,450万円、仕入れ2,620万円等を見込み、合計で1億3,881万7,000円とし、差し引き39万9,000円の経常利益を確保する予算となっております。

なお、15ページからただいまご説明いたしました内容について損益計算書にてまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、振興公社の事業計画、収支計画でございますが、公社にありましては依然として厳しい経営環境にありますことから、健康の里づくり事業の推進を含め、町からのさらなる協力と指導を受けながら健全経営がなされるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長(堀内哲夫) 日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長(貝田喜雄) それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成24年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議

につきましてはお手元に配付の報告書のとおりであります。その他2件について報告をさせていただきたいと思っております。

1件目として、京セミ株式会社の新型太陽電池製造ライン進出事業についてご報告いたします。お手元に提出しております資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。京セミ社につきましては、京都市に本社を置き、平成3年12月に各種半導体部品を製造する工場を旧朝駒生活館に整備し進出した企業で、現在中町工業団地内で従業員67名により操業をしております。同社は、地下無重力実験センターを利用し開発した世界で唯一の球状太陽電池「スフェラー」の製造に取り組み、製品化を進めておりますが、このたび経産省の国内立地推進事業補助金の採択を受け、本年度から平成26年度までの3カ年事業で総額52億円を投資し量産体制を整え、事業拡大を図ることとなったものであります。

京セミ社の球状太陽電池は先ほども述べましたが、商標登録名称を「スフェラー」とするもので、その特徴は従来の平面で光を受ける太陽電池と異なり、直径が1ミリから2ミリの球面シリコン結晶を用いてつくられ、球状であるため360度から光を受ける独自の構造により3次元的な採光が可能となり、発電量も従来のタイプと比較し1.5倍と大幅に向上するというすぐれた特性となっております。また、この球状太陽電池は球状太陽電池セルを集めて結線したものであるため、用途に応じて多様な形状の設計が可能となり、ガラスや樹脂、さらには壁材にも組み込むことができ、使用範囲も広く、設置コストやスペースの低減にも有効となるものであります。

事業概要であります。国の補助金採択により産業革新機構から5億円と日立ハイテクノロジーズ社から1億円の新たな資本投資が確定しましたので、去る5月17日に球状太陽電池を専門に取り扱う京セミ100%出資による新会社スフェラーパワー株式会社を設立いたしまして事業を実施する

ことになったものでございます。3カ年計画の初年度となります本年度につきましては、京セミ社の恵庭工場内に新規出資の6億円の事業費をもってパイロットプラントを建設し、量産体制に向けた試作研究を行うこととしており、平成25年度と26年度において生産ライン工場を建設し、市場参入をする予定となっております。現在の計画では恵庭工場を中心とした計画となっておりますが、社長との協議、そして要望の中で次年度以降の事業計画として上砂川町において現在使用されていない本町工場での生産ラインや検査工場の設置が検討されているところでございまして、さらに町の遊休施設となっておりますコンベンションホールの活用も視野に入れ、検討しているとのこととでございます。雇用人員も10人から最大では50人が予定されるという内容のものでございます。

雇用環境の厳しい本町にとりまして、この事業の具体化により雇用の場の確保等に大きな効果が期待されますことから、早期実現に向け、さらなる努力をもって対応する所存であり、産炭地発展基金の新基金を活用した助成や遊休施設の低廉な価格による譲渡などの支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。今後事業計画が明らかになり次第、改めて報告、協議等々をさせていただきますことを申し上げ、1件目の行政報告とさせていただきます。

次に、2件目として町道西山線河川トンネル崩落についてご報告いたします。町道西山線河川トンネルは、町道西山線のパンケウタシナイ川を横断する形で築造され、延長が20メートルのコンクリートづくりの構造物で、建設年度については不明でございますが、当時の三井石炭鉱業株式会社が築造したもので、この町道は平成8年の東山連絡線西山橋が完成するまで東山、東町地区と本町地区を結ぶ主要道路であったことから、昭和39年に町に移管されたものであります。

このたびの崩落は、本年4月25日に発生し、融

雪により河川トンネル上部の町道のり面が崩壊、さらにコンクリートの劣化によりトンネル上部の一部が陥没し、コンクリート片が河川に崩落したものであり、町道のり面の崩壊は一部歩道下にまで達しており、河川トンネルは無筋コンクリート築造をされているため、さらに崩落が進行する可能性が懸念されますことから通行どめとし、現在に至っているところでございます。通行どめに当たりましては、この町道を利用しております東山、東町地域住民の方に対しまして通行どめの周知を行い、また中央バスのバス路線となっておりますことから、中央バスとも協議をいたしまして東山連絡線西山橋を迂回する形でバス運行を行っているところでございます。

今後の対応でございますが、さきに申し述べましたとおり、この河川トンネルは老朽化が著しく、また無筋コンクリートであることから、河川管理を行っている札幌建設管理部の滝川出張所からは崩落部分のみの部分補修では許可することはできないとの考え方が示されているところでございまして、また本格的な復旧工事を行うには多額の経費を要することから、東山、東町の地域住民の皆様方の意向を伺い、引き続き滝川出張所と協議をし、復旧方法について検討してまいりたいと考えているところでございます。このことから、工事着手までには相当数の時間を要しますが、現在地域住民から早期復旧等々についての要望は生じておらず、あわせて将来にわたっての法律的管理も含めた検討が求められるものでありますので、慎重に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

なお、応急対策といたしまして、本定例会補正予算におきましてトンネル陥没部分の立木の撤去及びのり面の土砂の流出を防止するためのシート養生を施すための仮設工事経費を計上させていただいておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（林 智明） 教育行政報告を申し上げます。

平成24年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付しております報告書のとおりでございますが、空知教育センターの移転及び福井県福井市鶉地区との小学生交流事業の2件につきましてご報告申し上げます。

1件目の空知教育センターにつきましては、昭和43年に空知管内全市町村が共同で教職員の研修並びに研修に関する調査研究をする教育機関として北海道で2番目に設置され、平成23年度実績では教職員教養講座など31講座を開設し、433名が受講するなど教職員の支出向上のために大きな役割を果たしております。しかし、空知教育センター組合議会において建設以来44年が経過し、老朽化が著しく耐震改修が必要であるとの課題が出されたことから、平成20年12月に今後の教育センターのあり方について検討することが決定され、平成23年2月に空知教育センターの今後のあり方に関する基本的考え方が示されたところであります。

本年2月の組合議会におきまして、基本的考え方の内容を踏まえ方針が示され、方針の内容は当センターを改修するには多額の費用がかかることから、当センターを移転することを前提として滝川市が取得改修を計画している旧北海道立滝川高等技術専門学院跡の施設を賃貸により活用することとしたところであります。滝川市は、旧高等技術跡の土地、建物を約7,800万円で取得し、取得した施設を滝川市教育支援センターとして活用するため本年度改修工事に着手し、夏までには終了する予定となっており、当センターとしてはこの

支援センター内の研修室や図書室、事務室など508平方メートルを賃貸により活用することとし、これによりまして現在の施設2,200平方メートルの約4分1程度の規模となるものであります。現在の建物は、当センター組合の所有であることから、解体して土地所有者である滝川市に返還するところではありますが、滝川市としては土地と一体的に処分でき、当センターにとりましては解体までの現施設の維持管理を要しないことから、当センターとしては建物を解体せず、滝川市に無償譲渡し、処分方法については滝川市にゆだねることとしたところであります。

解体費相当分の負担費用ではありますが、当初解体費用として3,500万円を見込んでおりましたが、平均落札率で再算定したことにより解体費用を3,000万円と想定し、当センターが解体費を6年間に分割して毎年500万円を滝川市の負担金と相殺する形で滝川市に返済する方法をとり、解体費相当額や今後の施設維持管理経費につきましては事務事業や組織機構の見直しなどの改善により財源を確保し、現行の負担金を上回らないよう対応するとともに、解体費相当額の返済終了後は負担金を引き下げることとしております。後ほど議案の中でご説明させていただきますが、当センターの移転に伴いまして事務所の位置の変更及び解体費相当分を滝川市の負担金で相殺できるよう附則で規定するなど当センターの規約の変更議案を提出しているところでありますので、よろしく願いいたします。本町といたしましては、今後も当センターを有効に活用し、教職員の資質向上を図っていきたくと考えております。

次に、福井県福井市鶉地区との小学生交流事業につきましてもご報告申し上げます。資料ナンバー2をご参照願いたいと思います。この小学生交流事業につきましても、本年度の教育行政執行方針でも触れておりますが、この事業を進めるに当たりましては学校や保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、PTA総会など各種

会議で趣旨説明をし、ご理解をいただきましたので、本年度実施することとしたところであります。

上砂川町と旧福井県鶉村である福井県福井市鶉地区とは歴史的にゆかりが深く、明治32年に福井県鶉村の山内甚之助氏ら開拓者が入植し、現在の上砂川町の鶉本町生活館付近に鶉農場を開拓したのが上砂川町の発祥であります。資料の目的にありますように、自分たちが生まれ育った町の歴史を学び、後世に継承していくため、上砂川町の母村である福井県福井市鶉地区に小学生を派遣し、上砂川町の歴史を学ぶとともに、同地区から小学生の訪問を受け入れるなど交流を深め、地域への愛着心をはぐくむことは大変重要であります。

事業の実施に当たりましては、町教育委員会と小学校PTA及び小学校で構成する実行委員会を設置し、事業内容を協議するとともに、小学生の派遣は隔年実施とし、派遣しない年は福井市鶉地区の小学生を受け入れる相互交流事業でありますので、受け入れ時の対応につきましても実行委員会の中で検討してまいりたいと考えております。なお、この相互交流事業につきましても、去る6月10日の鶉本町自治会発足60周年記念福井市鶉地区交流事業の際に、上砂川町長と福井市鶉地区公民館長による今後相互交流を続けるという内容の小学生相互交流事業に関する協定書を取り交わしたところであります。

資料の平成24年度の交流事業の概要であります。実施日につきましては本年8月3日金曜日から6日月曜日までの3泊4日を予定しており、派遣対象及び人数につきましては小学校5、6年生、各2名の計4名と引率教員1名、また本年度は交流事業の初年度でありますので職員1名、合計6名を派遣するものであります。派遣事業の内容につきましては、鶉地区及び山内甚之助氏についての学習や鶉小学校児童との交流、夏祭りへの参加など鶉地区との交流を予定しているところであり、帰町後は学校、町広報での報告や本年度から策定を行う小学校の副読本へ反映させるものであ

ります。

なお、本来であれば授業のある日程で派遣し、鶉地区の小学校の授業を肌で感じてくるべきところではありますが、福井市鶉地区の受け入れ団体である鶉の里づくり委員会から、今回は初年度ということもあり、まずは母村がどういうところか見ていただき、鶉地区の夏祭りに参加してほしいという強い要請がありましたので、今回は8月5日日曜日に行われる鶉地区の夏祭りに合わせ、夏休み中の計画となったところでもあります。

後ほど予算の中で説明をさせていただきますが、事業費につきましては教育費、教育総務費、事務局費から福井市鶉地区小学生交流事業実行委員会への補助金として旅費分50万円、報償費分10万円、合計60万円の補正予算を提案するものがあります。今後におきましては、この小学生相互交流事業が上砂川町と鶉地区のお互いにとって有意義なものとなるよう福井市鶉地区との連携を強化し、小学生相互交流事業の内容の充実を図り、近い将来学校同士の交流、さらには中学校の交流に発展することを期待するものでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、報告第1号 専決処分報告について「平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次

の事件を専決処分したので報告する。

平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）補正の理由といたしましては、地方交付税及び国庫補助金等の歳入増額に係る歳入予算について補正し、財政調整基金等の積立金について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文をご参照願います。報告第1号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）。

平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,660万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月31日専決

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、報告第1号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、6款地方消費税交付金50万円の減額で、3,550万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金30万円の減額で、270万円となります。

1項自動車取得税交付金、同額であります。

9款地方交付税1億4,000万円の追加で、17億670万4,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金250万円の追加で、2億7,664万

4,000円となります。

2 項国庫補助金250万円の追加で、1 億5,816万5,000円となります。

16款寄附金10万円の追加で、496万8,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

歳入合計が1 億4,180万円の追加で、31億7,660万円となります。

2、歳出、2 款総務費1 億4,180万円の追加で、4 億5,612万9,000円となります。

1 項総務管理費1 億4,180万円の追加で、4 億3,632万8,000円となります。

歳出合計が1 億4,180万円の追加で、31億7,660万円となります。

事項別明細書、5 ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費1 億4,180万円の追加で、3 億7,050万9,000円となります。25節積立金でございますが、財政調整基金に1 億4,170万円を、地域振興基金に10万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

続きまして、4 ページ、歳入でございます。2、歳入、地方消費税交付金、地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金50万円の減額で、3,550万円となります。交付決定による精査でございます。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金30万円の減額で、270万円となります。同様に交付決定による精査でございます。

地方交付税、地方交付税、1 目地方交付税1 億4,000万円の追加で、17億670万4,000円となります。特別交付税の交付決定による追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、4 目土木費補助金250万円の追加で、1 億5,326万3,000円となります。臨時市町村道除雪事業費といたしまして、この冬の大雪に伴う国の支援といたしまして250万円の交付決定がされたことから計上するものでございます。

寄附金、寄附金、1 目寄附金10万円の追加で、496万8,000円となります。一般寄附金で1 件10万円を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」は、承認することに決定いたしました。

◎諮問第1号

○議長（堀内哲夫） 次に、日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由及び内容の説明を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、池田正子氏が平成24年9月30日で任期満了になるに伴い、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

内容の説明に入りますので、本文をご参照願います。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、上砂川町字上砂川町72番地9（中央南1条3丁目1番9号）。氏名、池田正子。生年月日、昭和26年1月16日。職業、無職。備考、任期3年。

3期目となるものであります。本件は、人事案件でありますので、全会一致をもってご推薦くださるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり候補者の推薦をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、町長提案のとおり決定いたしました。

◎議案第28号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第28号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第28号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、外国人登録法の廃止による住民基本台帳法の一部を改正する法律の

施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第28号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることに伴いまして、本町の条例中、上砂川町課設置条例、上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例及び上砂川町手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、日本に在留する外国人につきましては、これまで外国人登録原票に登録され、日本人とは別に取り扱われておりましたが、外国人住民につきましても日本人と同様に住民基本台帳、いわゆる住民登録の適用対象となり、住民票に登録されるように改正されたことから、各条例にて引用しております外国人登録に関する規定の削除、通称または片仮名表記による印鑑登録に関する規定等の追加をするものでございます。

条例の施行日につきましては、平成24年7月9日とするものでございますが、附則におきまして現在印鑑登録を行っている外国人の方の住民票移行に伴う変更もしくは抹消につきまして、職権で行えるよう規定しているものでございます。

なお、本町での外国人登録者数でございますが、現在は中国人9名のほか韓国人、カナダ人、フィリピン人の全部で12名の方が登録されており、この方々が全員対象となるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町課設置条例の一部改正）

第1条 上砂川町課設置条例（平成元年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条 住民課の項第1号中「及び外国人登録」を削る。

（上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

第2条 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、次の各号の一に該当する者は」を「、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に登録されている者は」に改め、同条同項各号を削る。

第10条第1項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第5号中「又は名の変更により」を「若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）こと又は外国人住民にあっては住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げるものではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）により」に改め、同条第2項中「第6号又は第7号」を「第5号又は第6号」に改める。

第11条第1号中「又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の」を「に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。）又は氏名若しくは通称の」に改め、同条第2号中「以外」を「又は通称以外」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、登

録を受領することができる。

（上砂川町手数料条例の一部改正）

第3条 上砂川町手数料条例（平成12年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1（第2条関係）中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正にともなう経過措置）

2 町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において職権で削除する。

3 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について、住民票への移行にともなう変更が生じた場合は、施行日において職権で当該事項について印鑑登録原票を修正する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第29号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第29号 空知教育センター組合格約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第29号 空知教育センター組合格約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第

2項の規定により、空知教育センター組合同規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、空知教育センターの事務所の移転等に伴い、事務所の所在地及び経費の支弁方法の変更に係る規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第29号について内容の説明をいたします。

このたびの変更は、先ほど教育長教育行政報告で申し上げましたとおり、空知教育センターを滝川市が購入した旧道立高等技術専門学校校内への移転に伴い、事務所の所在地の変更をするものでございます。また、あわせまして現教育センター建物の除却に要する経費について滝川市の負担金と相殺をするため、規約の附則におきましてその支弁方法を規定するもので、地方自治法第286条第1項の規定により、規約の変更について知事の許可を得るため構成市町の議会の議決を得るものでございます。

なお、この規約の施行日につきましては、空知教育センター設置条例の一部を改正する条例の施行日となっているものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。空知教育センター組合同規約の一部を改正する規約。

空知教育センター組合同規約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。

第5条中「滝川市緑町3丁目6番21号」を「滝川市文京町4丁目1番1号」に改める。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間における第4条第1号の事務に関する経費（空知教育センター組合同規約の一部を改正する規

約（平成24年 月 日施行）による改正前の空知教育センター組合同規約第5条の規定による事務所に係る施設の解体に要する経費（当該施設の所有権の移転後において当該移転の相手方が負担することとなる当該解体に要する経費として組合と当該相手方が協議して定める額をいう。以下「施設解体経費」という。）を含む。第2号において同じ。）の負担金の分賦の割合については、第15条第2項第1号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 滝川市の分賦の割合 第4条第1号の事務に関する経費から施設解体経費を控除した額について2分の1

(2) 滝川市以外の組合市町に分賦の割合 第4条第1号の事務に関する経費の2分の1について、平均割30%、人口割35%及び教職員数割35%

附則

この規約は、空知教育センター設置条例の一部を改正する条例（平成24年空知教育センター組合同条例第1号）の施行の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第30号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第30号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第30号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ4,040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,720万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成24年6月13日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第30号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金22万1,000円の追加で、1億2,213万円となります。

3項国庫委託金22万1,000円の追加で、133万7,000円となります。

16款寄附金10万円の追加で、11万1,000円となります。

1項寄附金、同額でございます。

18款諸収入1,236万円の追加で、2億4,810万5,000円となります。

5項雑入1,236万円の追加で、2億3,487万6,000円となります。

19款町債1,280万円の追加で、1億6,970万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金1,491万9,000円の追加で、1,491万9,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が4,040万円の追加で、25億2,720万円となります。

2、歳出、2款総務費1,760万3,000円の追加で、

1億5,056万8,000円となります。

1項総務管理費1,753万1,000円の追加で、1億3,964万5,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費7万2,000円の追加で、191万8,000円となります。

3款民生費171万9,000円の追加で、6億7,435万円となります。

1項社会福祉費51万9,000円の追加で、6億1,154万1,000円となります。

2項児童福祉費120万円の追加で、6,226万9,000円となります。

7款商工費200万円の追加で、5,014万6,000円となります。

1項商工費、同額でございます。

8款土木費490万円の追加で、2億1,684万8,000円となります。

2項道路橋りょう費490万円の追加で、5,480万2,000円となります。

9款消防費1,287万8,000円の追加で、1億7,553万円となります。

1項消防費、同額でございます。

10款教育費130万円の追加で、9,383万2,000円となります。

1項教育総務費60万円の追加で、710万6,000円となります。

5項保健体育費70万円の追加で、1,263万9,000円となります。

歳出合計が4,040万円の追加で、25億2,720万円となります。

次ページでございます。第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、緊急通信指令システム更新事業。限度額1,280万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合によ

り据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利債に借換することができる。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、5目財産管理費1,738万8,000円の追加で、4,256万6,000円となります。11節需用費でございますが、この冬の大雪により炭鉱館等の遊休公共施設の軒先等の破損が生じたため、これらに係る修繕料を追加するものでございます。15節工事請負費1,600万円の追加につきましては、遊休施設となっております旧下鶉小学校、旧緑が丘共同浴場の除却に係る計上でございます。

11目地域振興費14万3,000円の追加で、601万円となります。12節役務費14万3,000円の追加でございますが、こちらにつきましては旧地下無重力実験センター前に無重力の町上砂川の標識看板が設置されておりますが、このたび小惑星探査機「はやぶさが」使用する機材について、この施設で行われたことを機に、これらにかかわる表現もしくは「はやぶさが」が探索いたしました「イトカワ」のクレーターの一つに上砂川と命名されていることから、町民の方から看板の作成費用の寄附がございましたので書きかえるものでございます。

総務費、戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費7万2,000円の追加で、191万8,000円となります。地域人権啓発活動活性化事業につきましては、人権啓発活動地域ネットワーク協議会滝川支部において毎年度各小学校において基本的人権の大切さを知ってもらうため花等の植栽を行っておりますが、本年度につきましては中央小学校にてこの事業を行うため、花の種やプランターの購入費などの需用費5万1,000円のほか看板作成費2万1,000円、合計7万2,000円を計上するものでございます。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費14万9,000円の追加で、2億6,231万4,000円となります。国民年金免除基準改正に伴うシステムの改修委託費14万9,000円の計上でございますが、平成2

2年税制改正により特定扶養控除が16歳以上から19歳以上に改正となりましたが、国民年金の負担軽減措置を継続するため、これまで同様16歳以上の者を対象とするためシステムの改修をするための経費でございます。

4目特別養護老人ホーム費37万円の追加で、1億3,895万3,000円となります。備品購入費でございますが、コピー機を更新するものでございます。

民生費、児童福祉費、2目保育所費120万円の追加で、1,502万6,000円となります。11節需用費、修繕料の追加でございますが、大雪により破損いたしました屋根の修繕料を計上するものでございます。

商工費、商工費、1目商工振興費200万円の追加で、2,441万円となります。プレミアムつき商品券発行事業に係る商工会議所の補助金を追加するものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー3をごらん願います。商工会議所補助金、プレミアムつき商品券発行事業の概要でございます。商工会議所創立60周年記念事業の一環とあわせ、町内全域における消費拡大誘導による地域経済の浮揚と活性化を図るため、商工会議所が行うプレミアムつき商品券発行事業に対しまして補助するものでございます。

2番の事業の概要でございますが、これまでのプレミアムつき商品券同様に1万2,000円の商品券を1万円で1,000セット販売するもので、発行総額は1,200万円となるものでございます。商品券の購入限度額でございますが、従前は町民1人につき最大5セットとしておりましたが、より多くの町民に購入してもらえるよう1世帯につき最大5セットに変更し、また販売時間につきましては⑨に記載のとおり午前9時に500セット、午後12時30分に500セットの2回販売することとし、7月中旬に商工会議所にて販売をする予定となっております。商品券の使用期間につきましては11月30日までとするもので、町広報7月号等により

住民周知を行うこととしており、割り増し特典分の200万円について計上するものでございます。

予算書にお戻りいただきたいと思います。8ページでございます。土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費490万円の追加で、5,480万2,000円となります。町道の舗装補修工事のほか、町長行政報告にてご報告させていただきました河川トンネル崩落に係る応急対応措置の工事費について追加するものでございます。

資料ナンバー4をごらん願います。町道下鶉学校線舗装補修工事でございますが、町道朝駒下鶉線から下鶉学校下公住への町道につながる縦道路140メートル、幅4メートルから5メートルの舗装補修工事で予算額については160万円でございます。次に、町道鶉下鶉線、鶉プール横の町道の舗装補修工事につきましては長さ50メートル、幅4.3メートルで予算総額につきましては165万円を計上するものでございます。町道1・2条連絡線の路盤改良工事につきましては、勤医協前の道路につきまして路盤改良舗装を行うもので、予算額につきましては130万円となるものでございます。最後に、先ほども申し上げましたが、町長行政報告をいたしました河川トンネル崩落に伴う応急措置としての立木撤去とあわせましてのり面をシートで養生するための工事費として35万円の計上をするものでございます。

予算書へお戻りいただきたいと思います。ただいまの説明により、工事請負費で490万円を追加するものでございます。

続きまして、消防費でございます。消防費、消防費、1目常備消防費1,287万8,000円の追加で、1億7,553万円となります。砂川地区広域消防組合負担金1,287万8,000円の追加でございます。

資料ナンバー5をごらん願いたいと思います。砂川地区広域消防組合消防本部に設置しております緊急通報指令システム更新事業の概要でございます。このたびの更新につきましては、緊急指令システムが平成4年に導入したもので導入後20年

を経過し、地図検索装置の修正、入力等が不能となっており、さらに2台あるシステムのうち1台も故障し修理不能であることから更新するものでございます。更新は、既存のシステムと同様の機能に加え、本町が加入したことにより現在は手持ちの地図で検索をしておりましたが、119番通報と同時にこの地図検索装置と連動し迅速な消防、救急活動が行えるものでございます。事業総額につきましては、下段の財源内訳表にもございますとおり総事業費7,833万円となっておりますが、これを消防組合物件費割合にて各構成市町にて負担するもので、本町につきましては負担割合16.4%を乗じまして1,287万8,000円となるものでございます。なお、財源につきましては、すべて過疎債の適用となるものでございます。

予算書へお戻りいただきたいと思います。教育費、教育総務費、2目事務局費60万円の追加で、621万8,000円となります。教育長教育行政報告にてご報告させていただきましたが、福井市鶉地区との小学生交流事業に係る実行委員会への助成金といたしまして60万円を計上するものでございます。

教育費、保健体育費、2目体育施設費70万円の追加で、933万1,000円となります。奥沢パークゴルフ場のパンケウタシナイ川ののり面が本年の大雪によりまして一部崩落したため、のり面及びフェンスの修繕料として70万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入でございます。6ページをお開き願います。2、歳入、国庫支出金、国庫委託金、1目総務費委託金7万2,000円の追加で、9万2,000円となります。地域人権啓発活動活性化事業に係る歳出同額を計上するものでございます。

2目民生費委託金14万9,000円の追加で、124万5,000円となります。国民年金事務システム改修費に係る歳出同額を計上するものでございます。

寄附金、寄附金、1目寄附金10万円の追加で、

11万2,000円となります。看板立てかえ経費とい
たしまして1件10万円の寄附金の計上でございま
す。

諸収入、雑入、5目雑入1,236万円の追加で、
2億3,487万2,000円となります。旧下鶉小学校体
育館倒壊に伴います町村有物件災害共済金の交付
決定がされましたので、計上するものでございま
す。

町債、町債、3目消防債1,280万円の追加で、1,
280万円となります。広域消防本部で実施する緊
急通信指令システム更新事業に係る起債でござい
ます。

繰越金、繰越金、1目繰越金1,491万9,000円の
追加で、1,491万9,000円となります。前年度繰越
金でただいま決算事務を進めておりますが、平成
23年度決算において見込まれる繰越金5,280万2,0
00円の一部を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容
の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終
了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日14日は
休会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日14日は休会することに決定い
たしました。

なお、休会中については常任委員会を開催して
いただくことになっておりますので、よろしくお
願ひいたします。

また、15日は午前10時より本会議を再開いたし
ますので、出席方よろしくお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたし
ます。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時17分）

地方自治法第123条第2項の規定に
よりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 4 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 1 5 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 8 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 一般質問
第 3 議案第 2 8 号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第 4 議案第 2 9 号 空知教育センター組合格約の変更について
第 5 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 2 8 号～第 3 0 号までは質疑・討論・採決とする。
第 6 調査第 2 号 所管事務調査について
第 7 派遣第 1 号 議員派遣承認について
(追加日程)
第 8 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
第 9 意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 3 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
第 1 0 意見書案第 5 号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

2 番 水 谷 寿 彦
3 番 齋 藤 勝 男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、川上議員と柳川議員から欠席の届け出がありますので、7 名であります。

なお、理事者側につきましては栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 2 4 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 7 条の規定によって、2 番、水谷議員、3 番、齋藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

○会議録署名議員

◇ 齋藤勝男議員

○議長（堀内哲夫） 3番、齋藤議員、ご登壇の上発言願います。

○3番（齋藤勝男） 私は、第2回定例議会において通告いたしております1件の質問をさせていただきます。件名、上砂川町における現在及び今後の節電対策についてお伺いいたします。

本件につきましては、ことし5月16日に政府としてことしの夏の電力需給対策の原案が決定いたしております。北電として2010年夏の最大電力需給より7%以上の節電を求める内容となっており、1973年のオイルショック以来2回目となるものでございます。現在泊原発3機すべてが稼働停止、苫東厚真火力発電所4号機も定期検査にて停止している現状であり、今後北海道の電力は火力に大きく依存する状況となっており、今後において本町挙げての節電対策をとらざるを得ない状況となっております。以上の理由にて、節電対策について下記のとおりお伺いいたします。

北電から節電要請にて開かれております北海道地域電力需給連絡会での最新の内容をご報告をお願いします。

行政として節電対策については、今までさまざまな努力をされてきたと思いますが、今後役場庁舎及び町関連施設における節電対策についてお伺いいたします。

また、北海道は電力使用量が全体の40%を一般家庭にて占めており、節電対策を町民の皆様には理解し、実行していただけることが重要な施策であると思います。したがって、行政として節電対策をどのような方法で町民の皆様にご協力をお願いするのかお伺いいたします。

また、最悪計画停電実施の場合、現時点での本町における診療所及び介護等の社会福祉施設への影響についてお伺いします。

最後になりますが、今節電対策としてLED照明への切りかえが進んでいるのが現状でございます。コストが高く財政的にかなり負担となります

が、行政として長期的な展望に立った切りかえの前向きな考えがあるかどうかお伺いいたします。

以上でございます。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、齋藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。米田課長。

○総務課長（米田淳一） 3番、齋藤議員のご質問、上砂川町における現在及び今後の節電対策についてお答えいたします。

初めに、ことしの夏の電力需給の見通しについてでございますが、北海道電力株式会社は一昨年の平成22年の夏の猛暑時の1日当たりの最大電力実績506万キロワットをピークの実績とした上で、泊原発3機すべてが稼働を停止しており、さらに苫東厚真発電所4号機が定期点検による発電停止をしている現状下におきまして今夏の電力供給量を485万キロワットと見込み、予備電力を考慮し、安定供給を続けるためには電力需給を470万キロワット以下に抑える必要があることから7%以上の節電目標値を算出したものであり、国においてはこの節電目標値を受け、北海道の節電目標を7%と定めたところでございます。節電期間は、電力需給のピークを迎えます7月23日から9月14日のうち、お盆期間の8月13日から15日を除きます平日を期間に定め、節電を求めているものでございます。

議員ご質問の北海道地域電力需給連絡会についてでございますが、北海道経済産業局と北海道は国からの要請に基づき北海道での電力の安定供給確保に向け、北海道経済連合会、北海道商工会議所など31機関による北海道地域電力需給連絡会を5月21日に設置し、さきに述べました道内の電力需給見通しや節電対策などの意見交換が行われております。また、北海道においてもこの連絡会の設置を受け、振興局ごとに同様の趣旨により自治体、商工会議所、企業を対象とする地域電力需給連絡会議を設置し、空知総合振興局管内におきま

しても去る6月5日に空知地域電力需給連絡会議を開催し、北海道経済産業局や北海道電力株式会社より電力需給の見通しと節電への協力の依頼がなされたところであります。本会議におきましては、冒頭申し上げました電力需給の見通しと各自治体、各家庭での節電への取り組みの依頼にとどまるものでございましたが、今後引き続き会議が開催され、新たな情報提供等がありました際には、詳細内容につきまして都度ご報告させていただきたいと考えております。

次に、役場庁舎等の節電対策についてのご質問でございますが、議員もご承知のとおり本町での節電対策につきましては、平成13年度より行財政改革の一環といたしまして庁舎及び各施設における照明器具の間引き点灯や昼休み時間の消灯、また退庁、離席時におけるパソコン電源管理など既に取り組んでおり、効果といたしまして庁舎使用電力で20%の節電効果を上げているところであります。なお、過日北海道電力株式会社滝川営業所長が来庁され、節電依頼があったところですが、本町での取り組みに対し評価をいただいております。今後につきましてもこれらの節電対策を引き続き徹底いたしましてさらなる節電に努めてまいりたいと考えております。

また、電力使用の大部分を占めます一般家庭の周知についてでございますが、北海道電力におきまして毎月の電気料金のお知らせの際に各家庭へ節電に向けたリーフレットなど配布を行うこととしておりますが、町といたしましても町広報において電力需給の見通しや節電期間のお知らせのほか、役場庁舎や公共施設での節電対策にも触れまして、できる限りの節電に対するご協力について北海道電力と連携し、周知してまいりたいと考えるものでございます。さらに、商工会議所に対しましても近隣市町での対応策などにつきまして調査を進め、具体的内容をもって各商店や企業へ節電の働きかけを行うよう要請をしてみたいと考えております。

次に、計画停電が実施された際の診療所や介護福祉施設の影響についてでございます。診療所におきましては、人工呼吸器などの継続的に電気を使用する医療機器はございませんが、CTやレントゲンなど医療機器が使用できなくなるなどの影響がございます。また、成寿苑、はるにれ荘、デイサービスセンターにおきましては給湯ボイラーや調理器具が使用できなくなり、入浴サービスなどへの影響があると考えております。しかしながら、計画停電につきましてもあらかじめ実施地域や実施日時が定められ、実施時間も限定されますことから診療所においては診療時間の変更、各施設におきましては入浴時間帯の変更や清拭による対応のほか、食事提供につきましても献立の見直しを行うなど可能な限りサービスの維持、提供に努め、計画停電の際にも入所者や施設利用者が安心して生活を送れるよう対処してまいりたいと考えております。

最後に、議員ご質問のLED照明への切りかえでございます。これまで町民センターや福祉医療センターの一部におきまして、LEDではございませんが、省エネタイプの電球へ取りかえを行いましたところ消費電力が下がり、一定の節電効果を得られております。LEDにつきましては、少ない消費電力で高い照明効果が得られ、CO₂の排出量も少なく、また一般的な照明と比べまして10年以上の長寿命でありますことから、長期的には節電などのメリットも大きいものと考えております。導入時には応分の経費を要しますが、LED照明の普及とともに徐々に単価も低減しておりますことから、ランニングコストや環境対策等も考慮しながら、また財政状況も見据え、計画的な導入について検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（斎藤勝男） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 水谷寿彦 議員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 私は、平成24年第2回定例会に際し、2点について質問をいたしたいと思っておりますので、ご答弁をお願いするものであります。

1点目は、上砂川町活性化のための研究プロジェクトチームを創設し、専門家の意見や道内の大学生や住民の方たちが持っている町の活性化策、アイデアなどを公募したり、メンバーが特産品の開発や町そのものを元気づけるさまざまなことを研究提案することを趣旨とするチームづくりを検討してはいかがかと思うのであります。かつて当町にも経済活性化研究会がありまして活動がされた経緯がありますが、いつの日か解散となった記憶があります。しかし、町民の方々の知恵やアイデアを実現化していくためには大切な会ではなかったでしょうか。特産品の開発などについては、特に時間のかかることも多く、一朝一夕では成り立たないと思うのであります。

本年、奥沢の浄水場で水質管理のために飼育しているニジマスを利用して特産品化事業が行われるようではありますが、主体はどこなのでしょう。担当職員の仕事の一環なのかわかりませんが、より確実に製品として成功させる必要があると思うのであります。

私は、先般一般質問でシイタケを使った加工品の開発をするべきと提案しました。しかし、菌床はだ木で生産されたシイタケは水分が多く製品に向かないと言われており、それならば一部はだ木栽培と並行してシイタケ加工製品用に栽培することもある意味で必要ではないかと私は思います。

私は、特産品は地元の素材であるべきと考えておりますが、近隣市町村の素材を利活用した特産品であってもよいと考えております。それが高い

につながる、町のPRにつながるということが重要であるからであります。このように町を元気にする何かを研究開発していくことは大切なことと考えますし、研究の結果事項を社会や町内企業に還元して任せることも意義あることと思うのであります。

また、先日の北海道新聞にも掲載されておりましたし、テレビ報道でもされておりましたが、小水力発電システムを活用することで公的な施設や街路灯などの電気として利用したりできますし、パンケウタシナイ川や流量のある排水溝などに設置して発電することなどを検討するというのもこのチームの役割となるのではないのでしょうか。

また、当町の明るい話題として誘致企業である京セミ株式会社が開発した新製品の球状太陽電池は画期的であり、当町独自の応援体制を確立することは目前の最も大切なことではないのでしょうか。本来ならば、プロジェクトチームの創設は住民の中から、あるいは商工会議所などからの発案が望ましいと考えますが、町行政としてどのような見解を持っているのかをお伺いいたします。

次に、2点目の放課後子ども教室について、その効果がどのようなものか、またどのように実施しているのか、その内容についてお伺いをするのであります。私は、決してこの事業を否定する意味で質問をしているわけではありませんので、あらかじめお断りしておきますが、この事業は本年で3年目を迎え、当初はスポーツと学習を指導するとし実施をしていたようですが、本年からは学習の指導日数の拡大をし、かつ指導員の増員により内容の充実を図り、基礎学力の向上につなげると教育執行方針に述べられております。

1週間の北海道新聞の町欄の上砂川町の行事は、放課後子ども教室の開催の記事がいつも掲載されておりますので、それなりの学習の効果があらわれているのだと私はもちろん、住民の方たちも思っているのではないのでしょうか。そこで、この教室に何人の子供たちが参加して、その結果と

から、このニジマスを活用した特産品の開発ができないか可能性を探るために本年度からの新たな事業として試作研究を行うものであります。

具体的な事業内容でございますが、第1回定例会の予算審議においてご説明をさせていただきましたが、奥沢浄水場内で薫製を作成する設備を設け、ニジマスの薫製の試作品をつくるほか、食品加工業者にスモークサーモンの試作品制作を委託するもので、薫製づくりにありましては数年前より研究に当たっている元水道職員を中心に町内住民でその技術を有する人の指導協力をいただき進めるものであります。この事業につきまして、試作研究段階でありますことから、必ずしも新たな特産品になるとの保証はありませんが、商品化を見出せましたならばパンケの湯での料理提供や商工会議所を通して町内商店での販売などの事業展開について検討し、振興公社へ引き継いでまいりたいと考えるものであります。

次に、シイタケによる2次製品の開発であります。本町で生産しているシイタケの2次製品の開発につきましては、議員の皆さんの先進地視察研修の結果報告にもありましたが、ご指摘のとおり栽培方法の違いにより水分が多いとのことで、そのままの商品開発は難しいものであります。企業自体がその方向性を探るべく、栽培方法を変更するほか、みずからが先進事例調査に取り組んでいるものであります。

なお、町内で栽培されたシイタケを活用した特産品開発としてつくだ煮の試作研究を取り組み、一時道外業者の協力のもと商品としてパンケの湯限定で販売もいたしました。コストの問題や販路の確保など多くの課題があり、採算ベースにのせることができず、現在事業休止をしている状況にありますので、町としても側面支援をし、現状打開に努めてまいりたいと思っております。道内におけるシイタケ産業の状況につきましては、議員もご承知のとおり異業種によるシイタケ栽培参入等によりシイタケの生産が過剰となり、

競争が激化し、市場価格の変動、下落が大きく採算ベースを保つのも難しい状況にあり、新たな投資による原木栽培につきましては置かれる状況のもと、一考を要すると思っております。

また、議員からのご提言がございました小水力発電システムの活用につきましては、新エネルギーとしてこのシステムが注目され、道内におきましても札幌市や美瑛町などにおいて設置されておりますが、設置場所、設置費用や設置後の利用方法など総合的な検討もしなければなりません。貴重なご意見でございますので、道内での先進事例等を参考にしながら今後の町づくりの参考とさせていただきますと考えております。

京セミ社の球状太陽電池に対する独自の応援体制につきましては、町長行政報告にてご説明させていただきましたが、町内において事業着手がなされましたら町の活性化に資する事業と考えますことから、企業としての事業計画の動向を見据え、PRなどの側面支援につきましても必要であると考えるので、企業と協議をしつつ、可能な限りの支援方法について検討したいと考えております。

町の活性化に向けた取り組みや特産品開発などによる地域おこし事業につきましては、ありとあらゆる方向からその可能性を検討し、具現化していかなければならず、ご指摘のとおり大変難しいものであり、一朝一夕にいかないと思っております。今後の町づくりを進めるためには、行政主導による町づくりではなく、多くの町民の皆さんや企業などからのアイデアの提言や協力などが必要であり、そのことが今進めている協働による町づくりにつながるものと考え、さきにも述べましたが、各種会議などあらゆる機会を通して町づくりのためのアイデアの募集を投げかけておりますが、残念ながら提言を受けるに至っていない状況にあります。議員のお考えのとおり、研究プロジェクトチームの創設にありましては行政としても必要不可欠と思っております。企業や住民の皆

さんの積極的な参加による民主導の活動があすの上砂川をつくるところであります。今後遅くならない時期に町内における町づくりに対する機運や醸成を図り、町内外を問わず幅広く各層各界の皆さんによる研究会の立ち上げにつつまして検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても積極的な参加と提言をご期待いたしますので、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、是洞教育次長。

○教育次長（是洞春輝） 2番、水谷議員の2点目のご質問、放課後子ども教室の効果についてお答えいたします。

初めに、放課後子ども教室の事業概要につつましてご説明いたします。放課後子ども教室につつましては、地域の方々の協力を得て子供たちとともに勉強やスポーツを実施することにより子供たちの安全、安心な活動拠点、いわゆる居場所づくりとして平成22年にスタートした制度で本年が3年目になるものであります。学習につつましては、ふれあいセンターを活用し、毎週金曜日、土曜日に小学校1年生から6年生を対象に地域ボランティア1名と岩見沢教育大生1名により2時間程度学習指導を実施しております。また、スポーツについては小学校グラウンド及び体育館を活用し、毎週木曜日に小学校4年生から6年生を対象にスナッグゴルフとバドミントンを地域ボランティア2名の協力を得て実施しているところであります。本年度においては学習内容の拡充を図るべく、夏休み、冬休み、春休みの回数を増加し、さらに休み期間これまで1名で学習指導していたものをよりきめ細かな指導をするため3名体制に拡充したところであります。学年別の参加状況につつましては、1年生1名、2年生6名、3年生5名、4年生14名、計26名の児童が参加しているところであります。

議員からご指摘のありましたこれまでの学習の成果であります、4月17日に全国で一斉に行わ

れた全国学力学習調査の結果はまだ出ておりませんが、本町が独自で実施している民間の全国標準学力検査においては放課後子ども教室の参加率が高い4年生の学力検査の結果が伸びているという結果が出ております。この結果だけでは判断できませんが、わずかではありますが、この事業により成果が出ているものと思うものであります。議員も申しておりますように子供たちが自主的に学ぶとすることが大変重要でありますので、現在も放課後子ども教室で行っております理科の体験教室を行うなどして子供たちに勉強への興味を持たせ、主体的に学ぶことができるよう事業内容を工夫していきたいと考えているところであります。

また、この事業における学校での授業のギャップや教職員とのあつれきのようなものがないかのご指摘につつましては、この事業を進めるに当たり学校現場との連携が重要でありますので、現在学校と教育委員会が役割分担をし、放課後子ども教室がない日に担任が放課後を活用し、週2回から3回課外授業を実施しております。夏、冬休みの期間につつましても7回程度実施しておりますので、今後も回数の増について学校に要望してまいりたいと考えております。

また、この事業が塾のようになっていないかのご指摘につつましては、この事業は塾のように予習を中心に行うものでなく基礎的な学力を指導する事業で、だれでも途中から参加できる内容となっているものであります。この事業への学校側の協力体制と教職員がこの事業をどう思っているかにつつましては、スポーツ関係については教職員に積極的に協力していただいておりますが、学習関係については協力体制が不十分な点もまだありますので、今後も校長教頭合同会議や教職員との話し合いを通じて学習環境の協力体制を構築するとともに、本事業へのご理解を求めていきたいと考えております。

本町における学力向上対策としては、本年3月の教育長行政報告で申し上げましたように平成22

年度から実施し、小学校4年生から6年生、中学校の全学年の算数と数学を複数の教員とする巡回指導教員事業につきましては、これまで本務校1校、兼務校2校の3校体制で進められており、本町の小中学校はそれぞれ兼務校のため週当たりの指導時数も各学年とも1時間でありましたが、本年度は上砂川中学校が本務校、中央小学校が兼務校の2校体制になりましたので、小中とも週当たりの指導時数がこれまでの1時間から2時間に拡充されましたので、この制度を有効に活用し学力の向上につなげていきたいと思うものであります。また、学校におきましては週3回の朝読書の時間設定や毎日宿題を出す家庭学習の習慣化を図る取り組みを行っておりますが、学力向上に即つながるものではないことから、今後学校関係者と学力向上対策についての事業の具現化に向け協議を進めるとともに、さらには議員各位のご意見なども拝聴しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

子供たちの学力低下の原因につきましては、学校力、教育力の低下や家庭における教育の低下などさまざまな要因があると思っておりますが、学習の成果につきましては一つの事業で即効果が出るのではなく、各種事業を一つ一つ進めることで少しずつ効果が出てくるものと考えております。いずれにいたしましても、児童数134名に対し26名の参加しかないので、保護者の理解を得ながら参加者の拡大を図るとともに、確かな学力の向上には学校、地域、家庭が一体となって取り組まなければならない課題でありますので、今後においても学校と連携し、これらの課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（水谷寿彦） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問に対する質疑を終了いたします。

◎議案第28号 議案第29号 議案第30号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第28号から日程第5、議案第30号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第28号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第29号 空知教育センター組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 空知教育センター組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第30号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、

委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますので、これを派遣してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成24年6月15日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 水谷寿彦 大内兆春
齋藤勝男

本文に入らせていただきます。

意見書案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。

社会保障においては、子育て、医療、介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要である。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。2012年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求める。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の

充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。

3. 地方財源の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再配分機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定（あるいは地方交付税法第17条の4第1項の規定）に基づき提出する。

平成24年6月15日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、意見書案第4号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について議題といたします。

6番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（大内兆春） 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成24年6月15日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 水谷寿彦 数馬 尚

斎藤勝男

意見書案第4号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要である。

文科省は40人学級を見直し、35・30人学級の実現をめざした「新・教職員定数改善計画」を策定し、2011年度から小学校1年生の35人学級を実現している。

また、2012年度に向けては、法改正は見送った

ものの事実上の小学校2年生の35人学級の実現のため、教職員加配定員の増加を閣議決定している。学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施と学級基準編制及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」など引き続き計上されたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在している。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など下記の項目について、教育予算の確保・充実をするよう意見する。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。
当面、小学校2年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負

担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、内閣府特命大臣（地域主権推進担当）。

以上でございます。大変読みにくいところがございますまして失礼いたしました。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第5号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成24年6月15日

上砂川町議会議長 堀内哲夫 様
提出議員 斎藤勝男
賛成議員 横溝一成 数馬 尚
大内兆春

本文を拝読いたします。

意見書案第5号

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路端の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都圏直下型地震や三連道（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起こる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのため必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の

創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策として公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

1. 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
2. 電気、ガス、水道、通信などライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
3. 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましてはすべて終了いたしましたので、平成24年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.13	6.15
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	齋 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	×	×
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	×	×

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.13	6.15
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	林 智 明	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	×
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○	○
企 画 振 興 課 参 事	山 本 丈 夫	○	—
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○	○
教 育 次 長	是 洞 春 輝	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.13	6.15
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○